

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書

義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、全ての国民に対し義務教育を保障するための憲法の要請に基づく国の重要な責務であり、我が国の教育制度の根幹をなすものです。

このため、義務教育費国庫負担制度の堅持は、全ての子どもたちに対して無償で一定水準の教育機会を保障し、次代を担う人材育成という社会の基盤づくりに必要不可欠なものです。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方交付税等への地方の依存度が高まり、地方教育財政への圧迫が懸念される状況にあります。

とりわけ、広大な地域に小規模校が数多く点在する北海道においては、教育財政の逼迫が教育水準の全国との格差や市町村間での格差を生じさせるなど、北海道の教育水準の低下が憂慮される状況にあります。

さらに、いじめや不登校などの生徒指導上の課題が多様化・複雑化していることや、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあるなど、個に応じたきめ細やかな指導の充実等に支障を来すことが懸念されています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする社会の急激な変化の中であっても、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障し、教育水準の維持向上を実現するためにも、教職員定数を初めとする教育予算の一層の充実が求められています。

よって、国においては、公教育に地域間格差を生じさせないため、義務教育費国庫負担制度の堅持、少人数学級の実現や地域の教育課題に対応するための教職員定数の改善、教科書の無償給与の堅持並びに教材費等の充実など、地方交付税等を含む義務教育予算の確保・拡充を図られるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月15日

北海道余市郡余市町議会議長 中 井 寿 夫

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣